

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 26 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530062

研究課題名(和文)雇用対策事業を有効具体化する法技術 - 地域雇用実現の法を構築する -

研究課題名(英文)A Law technique to realize employment measures business effectively

研究代表者

紺屋 博昭 (KONYA, HIROAKI)

熊本大学・大学院法曹養成研究科・教授

研究者番号：30344584

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：雇用政策法/労働市場法制を構成する雇用創出の法、就業支援の法、そして雇用安定の法を想定する。各法が連携し効果を発揮するよう計画・立法され、総合的かつ相互協調的に運用されれば、多くの雇用が創出され、求職者の就業が効果的にサポートされ、創出された雇用機会にマッチする事業者の雇用関係が始まり、個別の労働契約の持続・安定に至り、効果的な雇用対策となる。

当研究は雇用政策の充実と実効化を目的として、3年間で雇用政策法/労働市場法制を構成する関連諸法の連携および協調の法技術を調査し、地方自治体レベルで汎用可能な雇用実現の法を構想し、具体的な地域雇用プログラムの構築を試論した。

研究成果の概要(英文)：I assume the labor market law model of job creation, employment support, and job stability. For the purpose of becoming it, firstly, I investigated a law method of the cooperation of the associated all things which constituted employment policy / labor market legislation in three years. And, secondly, the cooperation and elaborated a plan in method of the employment realization that I could frequently use it for at a local government level. Finally, a preliminary essay did the construction of a concrete area employment program enhancement and the effectiveness of the local employment policy.

研究分野：社会学

キーワード：労働法 労働市場法 雇用政策 雇用構築学

## 1. 研究開始当初の背景

雇用政策の法ないし労働市場の法に関する研究は、職業安定法および労働者派遣法の1999年改正の議論を契機に活性化し、その後は企業における日本型雇用システムの転換と外部労働市場における民活導入ないし市場化テストの文脈で先行研究が蓄積した(日本労働法学会編『講座 21世紀の労働法 第2巻労働市場の機構とルール』(有斐閣、2000年)「シンポジウム 21世紀の労働法 労働市場と労働法」『日本労働法学会誌』第97号(2001年)等)。さらに市場における労働者保護と個人支援の観点から雇用政策法原理を考察し、近時の労働政策を個別に検証する研究が行われている(「雇用政策法の基本原理」『日本労働法学会誌』第103号(2004年)「特集 労働市場における新しい課題」『季刊労働法』第211号(2005年)「労働法におけるセーフティネットの再構築」『日本労働法学会誌』第111号(2008年)等)。

また地域再生の枠組みの中で、地域雇用政策として企業誘致や地場産業育成と雇用創出の関わりを現場理論的かつ実践的両アプローチで融合し分析する試みがある(東大社研、玄田=中村編『希望学』(1)-(4)(東京大学出版会、2009年など)。

先行研究を参照しながら、雇用政策法/労働市場法制を市場の特定当事者らに適用し誘導・統制するための法技術を考察する作業を続けたほか、外国人労働者、高齢者、それに若年無業者等を対象とする雇用政策の諸法が有効に機能するための当事者へのインセンティブ付与、助成、あるいはサンクション設定の法技術について、諸外国の法制度を対照させながら調査分析を進めた。

また個別労働紛争の分析を通じて、労働契約原理や雇用保障法理を雇用政策法や労働市場法の雇用安定法理へと昇華できないかを試論し、並行して外部団体の調査研究事業等を受託し、地域労働市場における若年者の就業支援事業の将来発展性の考察や、求人企業と求職者のニーズを踏まえた地域雇用政策の提案を通じて、雇用政策の実行主体となる地方行政や受委託民間団体に関する実体的問題の把握に努めた。

こうした研究を進める中、個別的、地域的、ないし局在的に発見した事実は、1) 地域雇用開発促進法等 雇用創出の法 によって産み出された地域雇用は短期かつ非正規雇用が中心で、雇用契約の持続安定とは関連しない、2) 国や地方自治体が進める就職支援の諸事業は、正規雇用を得る準備として求職者に職業訓練を給付し就業サポートを試みるが、それは地域の雇用実態と整合しない、3) 雇用政策法/労働市場法制の先行研究は、雇用創出、就業支援、そして雇用持続ないし定着について十分な関連付けを行っておらず、そのことは新たな雇用政策の立法構想と行政実務に支障を及ぼしかねない等の諸点で

ある。一部の地方自治体もこれら難問に困惑し腐心している。

これら1) - 3)の諸事実をより大きなレベルで検討し、まず雇用創出、就業支援、そして雇用安定の関連の実相を次の二つのアプローチを通じて分析し、次に総合的実効性の確保策たる 雇用実現の法 を現場自治体との調査交流等のもとで構想かつ還元しようとの着想を得た。

## 2. 研究の目的

(1) 理論的検討から「基本構造の原理/法理と市場設計理念の探究」

雇用創出の法 就業支援の法 そして雇用安定の法 は確定概念ではなく、雇用政策法制/労働市場法制の整合的理解のためのモデル概念である。雇用創出の法には雇用対策法や地域雇用開発促進法を始め、雇用機会の創出インセンティブを事業主に与え、労働行政が雇用創出の基本施策を構築する全ての法制度が包む。就業支援の法は職業安定法や職業能力開発法、それらを根拠にする職業訓練事業や就業支援事業の政策制度と理解される。この他、労働者派遣法や高齢者雇用安定法といった実定法が雇用政策法/労働市場法制を構成する。

本研究は、まずわが国における関連実定法の立法過程と行政施策の運用変遷に着目しながら整理し、諸外国の雇用政策とその根拠となる制度諸規定から得られる知見を交えて、雇用創出と就業支援の機能役割を抽出・再確認し、雇用創出の法 と 就業支援の法 の概念構築、さらに基本原理と両法の制度的整合の理想モデル構築を試みようとした。雇用安定の法は、雇用関係を安定・持続させる支援・助成の法と、契約安定のための当事者規律の法となる。公法規制と判例法理や紛争処理ルール等までを含めた私法的規律が混交する領域と予想される。雇用創出の法および就業支援の法との実効的な機能相関モデルを探究することを念頭に、関連諸法の基本構造や法設計思想上の問題点を分析するものである。

(2) 現場 の具体的調査から「実効的な雇用対策事業の知見を拾い、法技術を構築し還元」

雇用政策法/労働市場法制は、市場の設計合理性と機能有効性を追求するのだが、その実効化と親当事者的な具体化については雇用創出、就業支援、そして雇用安定の実践の現場 からフィードバックされた情報や知見により修正および再構築されるところが大きい。当研究では雇用創出事業の具体的立案者、そして地方公共団体の雇用創出関連セクションをはじめ、各地の雇用創出協議会、職業紹介事業者、職業訓練行政、求人企業等

への現場アプローチを手掛かりに、雇用創出、就業支援、そして雇用安定に携わる支援者らの事業実態と当事者の行動態様を調査し、雇用機会の形成刺激と雇用関係の成立までを系列的に構成しながら、関連各法の実現と有効化に関する一体性、連続性、協調・連携性の各点に注目した解明・分析を試みた。さらには地方自治体の雇用創出に関する効果的で新しいメニューを提案し、新しい雇用対策事業として個別かつ全体の求職者らの雇用安定の実現を目指した。

### 3. 研究の方法

国の雇用対策法や地域雇用開発促進法等、雇用創出に関する法制度を下部構造まで含めて調査分析を進める。立法過程分析や下部規定の参照を行ったのち、両法を根拠に全国自治体が平成20年度以降に作成・提出した約150の「地域雇用創出計画」と約100の認定「自発雇用創造地域」の事業計画とその中間評価を手掛かりに、近時の雇用創出の契機と展開を、本来需要型、計画助成型、代替試行型といった分類を通じて、当事者への刺激・誘発、インセンティブ付与、助成の各相関を整理したほか、全国の地方自治体の緊急臨時雇用プログラムについても同様の調査と整理に努めた。ユニークな雇用創出計画が国に評価された自治体等にはヒアリング調査により雇用創出理論モデル構築のための情報補充を試みた。雇用実現ないし雇用実態把握のデータ収集等も必要に応じて現地調査を通じて行った。

並行して諸外国の雇用創出プログラムについて資料収集および分析を進めた。たとえばイギリス「エンプロイメントゾーン」と民間事業者の雇用開拓に関して先行研究は概要を説明するが（例えば労働政策研究・研修機構編著「イギリス:雇用政策と地域の再生」『Business labor trend』2007年2月号）ゾーン雇用創出について不明点が多々残されている。web情報やデータ配信サービス等を有効活用し、英ロンドン大やロンドンコネクションズサービス各センター等の研究接点による比較制度研究の支援を得て、同ゾーンにおける雇用創出原理と関連諸規定の作用について、あるいは雇用創造支援の現状について、情報収集と分析を通じた理論的検討を進めようとした。

研究実施期間において、雇用創出の法を実践する行政のトライアル事業に加担し、島嶼部における産業振興と雇用創出のプラン策定に寄与したことを契機として、創出求人事業主への雇用創出刺激の制度分析、正規雇用の形成寄与、就業接近プログラム展開、そしてアウトカム調査による事業フィードバックと有効化といった留意点を基軸に実地調査と理論モデルの一体的成果の算出に努めようとした。さらには、いわゆる東日本大震災被災地の復興自治体における雇用

創出事業にアプローチし、雇用創出の法就業支援の法そして雇用安定の法モデルのあてはめと、その連動一体化から逸脱する実施事業の部分的補正が適うよう自治体担当者へのアドバイスに努めようとした。

### 4. 研究成果

#### (1) 理論モデル構築と確認について

わが国における関連実定法の立法過程と行政施策の運用変遷に着目しながら整理し、諸外国の雇用政策とその根拠となる制度諸規定から得られる知見を交えて、雇用創出と就業支援の機能役割を抽出・再確認し、雇用創出の法と就業支援の法の概念構築、さらに基本原理と両法の制度的整合の理想モデル構築を試みようとした点については、いまだ整理と解明との途上であるが、公法規制と判例法理や紛争処理ルール等までを含めた私法的規律が混交する領域の問題については、雇用政策との関連知見を含めた小稿をいくつか作成した（後掲雑誌論文欄等参照）。

また雇用創出の法および就業支援の法との実効的な機能相関モデルを探究することを念頭に、関連諸法の基本構造や法設計思想上の問題点を分析しようとした点については、2015年度に成立予定の若者雇用促進法案の解説記事作成とあわせて小稿を準備中である。

これらの小稿の中核は、従来の日本型雇用システムに親和する裁判所の労働契約解釈とは別に、中小企業型雇用 地方雇用 に由来する契約解釈の必要性和雇用安法定理の必須の提言にあるほか、雇用と雇用を連絡接続する紹介や契約内容のポータビリティを制度保障する提言にある。それらを総合化する雇用法政策の構築アイデアが、上記後段の解説記事小稿の内容になっている。

#### (2) 雇用政策実践への架橋

残念ながらわが国では雇用創出の法機能への着目だけが中央省庁の政策設計と政策予算に依然として反映し、就業支援と安定については当事者まかせの現状が続いていることは認めざるを得ない。

しかし地方における雇用創出事業には当事者の地域生活とのかかわりから、雇用継続や雇用安定を含めた生活保障設計と併せた事業計画が必要とされるケースもあり、創出＝支援＝安定の枠組みが要請されることも事業参画を通じて判明した。反対に、この枠組みを雇用創出パッケージモデル案として提示し、その現実可能性検証から再帰検討する実証にも取り組んだ（後掲アウトリーチ活動参照）。さらに、自治体の雇用政策担当者や政策アドバイザーなどを交えた雇用法/雇用政策研究会等を開催し、研究中途段階の

とりまとめ情報を交換し、ブラッシュアップする機会を作った。

### (3) 今後の展望

本研究を通じて、当事者主義や労働契約論と両立存続する規制や誘導が、採用や契約成就支援の領域で必要ではないかとの着想を得た。当研究の整理と解明に採用規制と採用誘導の法なる概念を追加し、研究分析の深化と再構築に取り組む。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

#### [雑誌論文](計7件)

書評：脇田滋・矢野昌浩・木下秀雄 編『常態化する失業と労働・社会保障—危機下における法規制の課題』、紺屋博昭、日本労働研究雑誌、無、通巻 651 号、pp.116-118、(2014 年)

使用者と期間契約社員との間で締結された次回不更新契約の効力と雇止めの当否 - 本田技研工業事件、紺屋博昭、法律時報、無、通巻 1073 号、pp.120-123、(2014 年)

経歴詐称、紺屋博昭、ジュリスト増刊新・法律学の争点シリーズ7 労働法の争点、無、pp.62-63、(2014 年)

監理団体による技能実習生の雇用管理と課題、紺屋博昭、社会保険労務士総合研究機構平成 24 年度研究プロジェクト報告書、有、pp.35-47、(2013 年)

待機派遣労働者の整理解雇 - テクノプロ・エンジニアリング事件 -、紺屋博昭、平成 23 年度重要判例解説(ジュリスト 4 月臨時増刊)通巻 1440 号、無、pp.238-239、(2012 年)

労災に特別加入した建設事業主の別途現場下見中の罹災における保険給付の可否、紺屋博昭、月刊社労士、第 48 巻第 6 号、無、pp.24-26、(2012 年)

地方/青森の雇用とその問題について、紺屋博昭、山口恵子編『故郷サバイバル - フィンランドと青森のライフスタイル』(恒星社厚生閣) 無、pp.97-117、(2012 年)

#### [アウトリーチ活動](計1件)

鹿児島県町村会 = 鹿児島県離島振興協議会、平成 24 年度アイランドキャンパス事業、喜界白ゴマに関する振興パッケージプランの構築

#### [報告書](計1件)

雇用構築学研究所監修・発行「喜界白ゴマ活用に関する振興パッケージプランの構築」『ニューズレター』増刊第 40 号 特集：喜界島での雇用創出事業に取り組む

### 6. 研究組織

#### (1) 研究代表者

紺屋 博昭 (KONYA, Hiroaki)  
熊本大学・大学院法曹養成研究科・教授  
研究者番号：30344584

#### (2) 研究協力者

羽瀨 一代 (HABUCHI, Ichiyo)  
石橋 はるか (ISHIBASHI, Haruka)  
佐藤 利雄 (SATO, Toshio)  
馬場 民生 (BABA, Tamio)  
畑山 悠希 (HATAYAMA, Yuki)